**保土ケ谷中学校いじめ防止基本方針**

平成26年4月1日策定

平成28年4月1日改定

平成30年2月28日改定

１．いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

　法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

　全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

　子どもは、人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、または他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場があれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。また特定の子どもや立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組むことが重要である。

２．学校いじめ防止対策委員会の設置

　いじめ未然防止及び早期発見・事案対処、取り組みの検証のために、次の委員会を設置する。

1. 委員会の名称

　「いじめ防止対策委員会」と拡大部会

1. 委員会の構成及び構成員

***＜いじめ防止対策委員会と***

**いじめ防止対策委員会**

校長・副校長

教務主任・学年主任

養護教諭・生徒指導専任教諭

【生活係、当該生徒担任・部活動顧問】

***拡大部会＞***

報告・共通理解

**職員会議**

**いじめ対策特別部会**

スクールカウンセラー

西部学校教育事務所指導主事

スクール ソーシャルワーカー

　　　　　　　　　　　　等

**拡大部会**

**いじめ防止対策部会**

生活係長

学習指導部部長

特別活動指導部部長

人権・国際理解教育推進委員長

1. 委員会の運営

　　・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的に開催する。またいじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

　　・学校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保存し、進捗の管理を行う。

・いじめ事案に対して組織的に判断をしながら、その中核となって対応する。（拡大部会）

・いじめの起きない学校風土作りのための具体的な方策を検討し、組織的な活動を推進する。（拡大部会）

④　委員会の活動内容

　　●未然防止

　　・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりをする。

　　・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する。

　　●早期発見、事案対処

　　・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有をする。

　　・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対する聞き取り調査や周囲へのアンケート調査により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。

　　・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

　　●取組の検証

　　・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

　　・学校いじめ防止基本方針における年簡計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施する。

　　・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

３、いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

**いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえて次のような取り組みを進める。**

・生徒に心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

･･･委員会活動の活性化、主体的・協働的な学びを取り入れた授業の展開、ＰＡ活動やＹ－Ｐアセスメントを活用した学級づくり、子ども会議を盛り上げるなど生徒が主体的・自主的な活動を行えるようにする。

・豊かな心の育成のために、人権教育や道徳教育の推進をする。

･･･道徳の授業や人権講演会を通して、生徒一人ひとりの豊かな心を育むための教育を行う。

②いじめの早期発見

　**いじめは、大人が気づきにくく判断のしにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いを持って、いじめを積極的に認知するため、次のような取り組みを進める。**

・いじめの定義理解を含む教職員への研修を行う。

･･･年度初めの研修や定期的な教職員研修を通して、学校いじめ防止基本方針やいじめの定義の理解と周知を

行う。

・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒がいじめを訴えやすい体制や雰囲気づくりを整える。

･･･定期的な教育相談や日頃の相談活動などの取組を通して、生徒との信頼関係を築いていく。また生活充実度アンケートやいじめアンケートを計画的に実施し、生徒が示す変化や信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

・インターネットを通じたいじめの対処及び情報モラル教育を行う。

･･･外部から講師を年に数回招き、情報モラルの指導を行う。その際、実際の事案や法についても触れ深く学ばせるような工夫を行う。

③いじめに対する処置

　**いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導を行う。また教職員が、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応ができるために次の取組を行う。**

・各学年の生活係・学年主任に情報が集まるように日頃から情報共有を密に行う。

･･･担任や他の職員が、抱え込まないようにしたり、対応不要であると個人で判断しないようにしたり、情報共有が密に取り合える組織体制を作る。

・学校いじめ防止対策委員会では各学年からの情報共有し、支援・対応を迅速に行う。

･･･各学年の情報を学年主任・専任が得たら、すぐに学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、管理職のリーダーシップの下、事実関係の確認や、ケースカンファレンスを行い、組織的な対応方針を決定する。

・保護者の協力、警察署等関係機関との連携を行う。

･･･学校いじめ防止対策委員会での対応方針を決定後、教職員は各役割に応じて対応を行う。保護者の協力や

関係機関との連携の下で、保護者の思いに寄り添いながら、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアとともにいじめに関わった生徒に対する継続的な指導及び支援を行う。

④いじめの解消

　**いじめの解消に至るまでの支援を次のような取り組みで行う。**

・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の３つの要件が満たされている必要がある。

≪いじめの解消の要件≫

ア．　いじめの行為が一定期間（３ヶ月程度）止んでいること

イ．　いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ウ．　被害者生徒及び保護者への面談等を行い、解消具合を確認すること

・いじめの解消に至るまでは、教職員の見守りや関係生徒への継続的な支援を行う。

･･･学年職員を中心にいじめを受けた生徒の学習支援や登校支援など継続的な支援を行う。

⑤教職員等への研修

**生徒の心理や行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修や法についての理解を行うための研修等を次のように取り組む。**

・計画的に教職員研修を実施し、教職員の能力を高める。

･･･外部の講師を招いたり、学校いじめ防止対策委員会が中心となったりして、校内の生徒理解研修を実施し

ていじめの早期発見や生徒のＳＯＳを見逃さない能力を高める。

⑥学校運営協議会の活用

**学校と地域との懇談会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決するため次のような取組を行う。**

・地域との情報共有を行い、学校・地域が連携して生徒を見守る体制を作る。

･･･学校運営協議会等の場を活用し、密に情報共有を行い、学校・地域が連携して生徒を見守る体制をつくり、生徒が安心して生活できるようにする。

・学校いじめ防止基本方針（改定案）を学校運営協議会にて提示し、意見交換や検討を行う。

･･･年度末に検証・改善した学校いじめ防止基本方針（改定案）を提示し、保護者や地域の意見が反映された学校いじめ防止基本方針として改訂していく。

⑦取組の年間計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 4・5月 | 6・7月 | 8・9月 | 10・11・12月 | 1・2・3月 |
| ・組織決定・年間目標・計画の立案・集団の特性把握・生徒・保護者との信頼関係構築のための指導・支援・生徒の配慮事項等の確認・家庭訪問、教育相談・人権講演会 | ・相談活動の企画・指導・支援・生活アンケートの実施（生徒会活動） | ・研修会等への参加・長期休業前後の生徒の状況把握・長期休業中の情報交換・生活アンケート実施（いじめ防止対策委員会）・教育相談・地域ボランティア活動 | ・いじめ防止啓発月間・人権週間活動・学校評価の検証・進路学習の推進・生活アンケートの実施（生徒会活動）・教育相談・いじめアンケート | ・研究授業実施・卒業・進級に向けた適応指導・「学校いじめ防止基本方針」の検証・改善 |
| 年間・教職員研修の実施　　・いじめ事案発生時の対応　　・重大事態発生時の調査　　・生徒会活動等による生徒の自発的な取り組みの補助・各行事への支援　・道徳・各教科を通じてのいじめ防止を推進した取り組み 　　 ・学校運営協議会（年４回）・いじめ防止対策委員会（月１回）　・教育委員会への報告（月１回） |

４．重大事態への対処

【重大事態の定義】

　いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより該当学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときに認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

　学校は重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

５．いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。

６、その他

　・本校基本方針策定日を、平成26年4月1日とする。

　・必要があると認められる際には、この基本方針を改定し、あらためて公表する。

以上

【参考資料】　「横浜市いじめ防止基本方針」における重大事案の意味

**法第２８条第１項第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」**

○児童生徒が自殺を企図した場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合

**法第２８条第１項第２号の「相当の期間」**

国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安としている。

ただし、日数だけでなく、状況や状態等、個々のケースを十分把握する必要がある。

児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査